

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 3 年度以降の介護給付費財政調整交付金の算定事務の変更について

「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 69 号）が本日付で公布され、令和 3 年度以降の調整交付金の算定に当たり、後期高齢者加入割合補正係数の見直しや調整基準標準給付費額の算定期間の前倒し等が行われたところです。

当該見直しに伴い、変更申請用諸係数等の提出時期の変更など、調整交付金の算定事務に変更が生じていますので、下記事項にご留意の上、申請手続き等に遺漏のないよう貴管内保険者へご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 後期高齢者加入割合補正係数の見直しについて

令和 3 年度以降、介護給付費財政調整交付金の「第 1 号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」に係る調整について、現行の「要介護認定率」により重み付けを行う方法から「一人当たり介護給付費」により重み付けを行う方法に見直されることとなります。

年齢階級別の一人当たり給付費を算出するために必要となる年齢階級別の「介護・予防給付費」については、介護DBに収録されている現物給付の「介護・予防給付費」を国が直接抽出することを予定していますので、各保険者から新たに年齢階級別の「介護・予防給付費」を報告していただく必要はありません。

2. 給付費適正化主要 5 事業の実施状況について

給付費適正化主要 5 事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）のうち、3 事業以上実施していない保険者については、後期高齢者加入割合補正係数の見直しによる増加分の 5% を減額することとなります。各保険者においては、着実な事業の実施を御願いたします。

また、給付費適正化主要 5 事業の実施状況については、諸係数等調べにおいて調査することを予定していましたが、保険者機能強化推進交付金においても同項目を報告

していただいておりますので、調整交付金算定のために各保険者から改めて給付費適正化主要5事業の実施状況を報告していただく必要はございません。

なお、事業実施の報告に当たり、以下の取扱いについては、保険者機能強化推進交付金における報告でも同じ取扱いですので、報告に誤りがないようご注意ください。

- ・ 「要介護認定の適正化」については、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、実施しているものとみなす。
- ・ 「医療情報との突合・縦覧点検」及び「介護給付費通知」については、国保連に委託することで実施可能。
- ・ 対象被保険者がいないため実施していない場合は、実施しているものとみなす。

3. 調整基準標準給付費額の算定期間の前倒しについて

(1) 当初申請

当初申請においては、普通調整交付金の申請のみ行うこととし、特別調整交付金の申請は実績に基づき変更申請により行うこととしています。

(2) 変更申請及び実績報告

令和3年度以降、調整交付金の算定期間が前倒しされます。

変更申請及び実績報告における交付額算定のための諸係数等については、次に掲げる事項について11月頃に提出を求める予定としていますので、月報の数値を検証するなど、あらかじめ準備を行っておいてください。

ア. 介護・予防給付費

現物給付分にあつては令和2年12月から令和3年8月までのサービス分、償還払分にあつては令和3年1月から9月までの支給決定分として、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成11年厚生省令第26号。以下「算定省令」という。）第3条に規定する介護給付及び予防給付に要した費用

※ 令和4年度以降は、現物給付分にあつては前年度9月から当年度8月までのサービス分、償還払分にあつては前年度10月から当年度9月までの支給決定分として、算定省令第3条に規定する介護給付及び予防給付に要した費用が対象となります。

イ. 審査支払手数料

令和2年12月11日から令和3年9月10日までの間における算定省令第3条第1号及び第2号に規定する請求に係る審査支払手数料

※ 令和4年度以降は、前年度9月11日から当年度9月10日までの間における算定省令第3条第1号及び第2号に規定する請求に係る審査支払手数料となります。

ウ. 損害賠償金その他の収入額

令和2年12月から令和3年8月までの間における交付要綱の「4（交付額の算定方法）」に規定する損害賠償金、徴収金、返還金、加算金、延滞金その他の収入額

※ 令和4年度以降は、前年度9月から当年度8月までの間における交付要綱の「4（交付額の算定方法）」に規定する損害賠償金、徴収金、返還金、加

算金、延滞金その他の収入額となります。

エ. 前期・後期（75歳～84歳及び85歳以上）高齢者数

令和3年1月報告分（令和2年12月現在数）から令和3年9月報告分（8月現在数）までの月報等に基づく9ヶ月分の累計

※ 令和4年度以降は、前年度10月報告分（9月現在数）から当年度9月報告分（8月現在数）までの月報等に基づく12ヶ月分の累計となります。

オ. 前期・後期（75歳～84歳及び85歳以上）要介護（要支援）認定者数

年齢階級別の要介護認定率を算出するために必要となる年齢階級別の要介護（要支援）認定者数は、介護DBに収録されている要介護（要支援）認定者数を国が直接抽出することを予定していますので、各保険者から年齢階級別の要介護（要支援）認定者数を報告していただく必要はございません。

カ. 所得段階別第1号被保険者数

令和3年4月1日（賦課期日）現在における標準的な所得段階（9区分）別の第1号被保険者数

キ. 特別調整交付金の対象額

令和3年1月1日から9月30日までの間における災害等による保険料減免額及び利用者負担減免額並びにその他のやむを得ない事情の規定に基づいて令和3年4月1日までに登録した特別追加所要額

※ 令和4年度以降は、前年度10月1日から当年度9月30日までの間における災害等による保険料減免額及び利用者負担減免額並びにその他のやむを得ない事情の規定に基づいて当年度4月1日までに登録した特別追加所要額となります。

4. 令和3年度の交付スケジュール（予定）

- | | |
|--|---|
| ○ 当初申請 | 令和3年6月上旬 |
| ○ 当初交付決定 | 令和3年7月下旬 |
| ○ 支払計画示達 | 令和3年7月下旬
(当初交付決定額の2/3相当) |
| ○ <u>変更申請用諸係数等事前提出</u>
<u>(諸係数等調)</u> | <u>令和3年11月中旬</u>
(上記3の(1)～(7)に係る諸係数等の提出) |
| ○ 変更申請用諸係数等提示 | 令和3年2月中旬 |
| ○ 変更申請及び実績報告 | 令和3年2月下旬 |
| ○ 変更交付決定及び確定 | 令和3年3月下旬 |

【照会及び提出先】

厚生労働省 老健局

介護保険計画課 財政第二係 廣島

TEL 03-5253-1111(内線2263)

メール hirosima-takumi@mhlw.go.jp